

33. 清須市

2012年10月 日

各市町村長 様
各市町村議會議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の大増税と社会保障制度改革推進法により「自助、共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかわる大改悪が進められようとしています。また、愛知県は、子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。地域住民のいのちと健康、暮らしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

【回答】 日本国憲法及び地方自治法の理念を遵守し、施策の充実に努めています。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】 地方自治法の理念を遵守し、施策の充実に努めています。

③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

【回答】 財政が非常に厳しい状況ですが、国の動向を注視し、実情に合った施策の充実に努めています。

★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】 滞納者の実情・意見等を十分に尊重しています。平成25年度以降の地方税滞納整理機構参加については、本年度の滞納整理機構の徴収状況等を見極めて決定します。

★【2】福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】 福祉医療については、子育て支援等施策として重要な施策と考えております。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】 対応済みです。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当

面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】 介護保険の第5期計画では、保険料抑制のため、介護予防事業を充実させながら、財政安定化基金交付金や介護保険給付準備基金を導入して、介護保険料の上昇を抑えるよう努めました。

また、低所得対策として、非課税世帯を多段階するなどの対応をいたしました。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 第5期計画では所得段階を8段階で行なっており、低所得者に対しては、最大50%減となっています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 所得に応じて、一定額を超える場合は高額介護サービスの支給制度があり、それ以外現在のところ市単独制度等の考えはありません。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】 介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援と非該当の境目にある高齢者に対して総合的で切れ目のないサービスを提供していく制度ですが、詳しい内容など情報不足な点や実施していくための基盤整備が出来ていないため、今後、実施に向けた検討など行なっていきたいと考えております。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】 西春日井福祉会による特別養護老人ホーム「平安の里」が平成24年4月に開設し、介護基盤の充実が図れたと考えております。

また、第5期計画で小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護施設など、公募いたします。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】 現在、地域包括支援センター1箇所を市内の社会福祉協議会に業務委託しており、清須市として地域包括支援センターへの運営補助を委託料として適正に支給しております。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】 労働条件については、各事業所で検討しているものと考えています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】 緊急通報システム、配食サービス、寝具乾燥サービス、ホームヘルパー派遣事業を実施し、自立した生活が続けられるよう支援を行なっています。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】 あしがるバス(地域巡回バス)の運行時間、運行行程の見直しや、低車両バスの導入など、地域巡回バスに充実に努めています。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】 老人福祉センターの会議室など、高齢者が集まれる場の提供事業を行なっています。
エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】 公営住宅の建設予定はありません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】 配食サービスについては、昼食及び夕食の1日2食を週5日提供しています。(土・日曜日の希望者については業者の紹介)

また、会食会はサロン事業として、社会福祉協議会で実施しています。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】 要介護1以上の方については、対象となります。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】 要介護認定時にお知らせ文書を同封しています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】 愛知県の広域連合で高額医療・高額介護合算療養費該当者に個別にはがきによる通知を行っております。

未申請者に対しては、はがきによる再案内も行っており、申請書の送付は現在のところ考えておりません。

窓口での申請書記入に際し、十分な説明と補助に務めることを指導しております。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】 後期高齢者医療制度については、愛知県の広域連合で資格管理事務を処理するため、本市独自で特段の取り計らいをすることは考えていません。(十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方が対象となります。)
清須市における短期証発行件数0件

3. 子育て支援などについて

①妊娠婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】 妊婦健診は初回から14回目まで助成しています。乳児の健診も1回助成しています。
産婦健診の助成については財政面から考えていません。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。
申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることは、学校及びホームページで案内しています。支給内容を拡充してください。

【回答】 当市の基準は1.3倍以下です。申請の受付は、学校だけでなく市役所の窓口でも受け付けており、民生委員の証明は必要ありません。年度途中でも申請できることは、学校及びホームページで案内しています。支給内容の拡充は、検討していません。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】 学校給食費に関する補助は就学援助費では全額、特別支援教育就学奨励費では半額となっています。

現在のところ全児童生徒分の無償化は検討しておりません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

【回答】 できる限りの運営管理を行います。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【回答】 防災対策に女性意見を反映させられるよう、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に取組んでいるところです。避難所運営にあっても、ご要望の視点が反映させられると考えています。

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】 国保の広域化は国に於いて、どのように進めるか検討されていますので、その動向を注視しているところです。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】 清須市的一般会計及び国保の財政は非常に厳しい状況であり、減免制度の拡充及び保険税の引き下げについては考えていません。

イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】 現在のところ考えていません。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】 現在の基準の範囲内で対応したいと考えています。

エ.所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】 現在の基準で対応したいと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】 現在のところ資格証明書の発行はしていません。

イ.滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】 現在のところ給付制限は行っていません。

ウ.保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。

【回答】 収納課に於いて納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。現在行っている6ヶ月以内の有効期限での交付で対応したいと考えています。

エ.保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】 滞納者の実情・意見等を十分に尊重しています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】 生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対し減免しています。

(平成20年8月1日施行)制度の周知においては、市のホームページ・本算定期の納付書チラシ・窓口パンフレットに掲載して周知しています。

5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくして

ください。

【回答】 国の制度に準じており、現在のところ考えていません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間に支給してください。

【回答】 支給時間は、国庫負担基準に応じています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】 現在のところ考えていません。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】 避難所に限らず、近年の公共施設にあっては、ノーマライゼーションの実現に向け鋭意バリアフリー化に努めています。スロープ、手すり、思いやり駐車スペースなどの整備を今後も更に図っていきます。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

【回答】 高度な介護対応ができる施設は、介護技術力を有するスタッフが常駐する施設であり、名目上の福祉避難所であってはなりません。本市においては、協定締結により特別養護老人ホーム等へ避難ができるようにしています。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようになるとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えしてください。

【回答】 災害時要援護者台帳を整備し、地域の自治会や自主防災会、警察署、消防署など市内関係機関との情報共有を進めており、現在のところ福祉圏域や県との共有は考えていません。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】 特定健診については、年1回無料で受けられます。

がん検診について年1回無料で受診できる方は、①満70歳以上の方、②市・県民税非課税世帯の方、障害者及び精神障害者医療費受給者証明書所持者、④後期高齢者医療被保険者証をお持ちの65～69歳の方、⑤生活保護世帯の方です。

その他の方は、実費の3分の1程度の自己負担金を検査項目ごとにご負担していただいています。

歯周疾患検診について年1回無料で受診できる方は、①節目年齢(満40、45、50、55、60、65、70歳)の方、②特定健診(集団健診のみ)で受診を希望される方です。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】 30～39歳の方を対象に集団健診により実施しています(歯周疾患健診も同時実施)。無料化については、現在のところ考えていません。

7. 予防接種について

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

【回答】 今後、予防接種法の改正に伴い、実施に向け準備をしていく予定です。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】 高齢者肺炎球菌については助成しています。

水痘(みずぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチ

ンについては、財政面から考えていません。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】 相談者に対しては、生活保護の申請をする意思があるかどうかを確認し、申請する意思がある場合は、直ちに申請を受理しており、保護申請の妨害はしていません。ただし、他法他施策を優先させるため、他に生活を維持していく手段が見つかった場合は申請の却下という処置をとらせていただく場合があります。

また、生活保護の要否の決定等に関しては、生活保護法第24条の規定による14日以内の通知を実施しており、迅速な対応を心掛けています。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】 就労支援等については、日頃より迅速で丁寧な対応を実施しています。しかし、今日の継続する不況の中、ケースワーカーによる就労支援のみでは徹底実施を行い難く、より専門的に実施するため「就労支援員」を臨時職員として平成23年4月1日から1名を採用しています。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

【回答】 警察官OBの配置はしていません。なお、今後の配置については未定です。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

⑧Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺

炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ① 福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③ 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④ 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守るために

- ① 後期高齢者医療制度について
 - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
 - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ② 国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③ 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④ コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。
- ⑤ 東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ⑥ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑦ 厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上